

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	192,198人	保護率	0.74%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	13.3/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	3.8/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	2.2/月				
就労・増収率（%）	29.8%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
×	○	○	○	×	×

3. 事業の概要等（令和4年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託（一般社団法人 山口県労働者福祉協議会） 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業も同一の事業者に委託し、一体的に実施。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な一時宿泊所2部屋を設置し要支援者の当面の衣食住を確保する。 他の生活困窮者事業との一体的な実施により、就労先の確保など、要支援者の自立支援につなげる。
事業費	1,606千円
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 一時宿泊所が満員で利用できない場合は、一時的に近隣のビジネスホテルの利用を調整することで対応している。

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

・先行して生活困窮者自立支援事業を実施する県より、今後、単市での事業実施を検討して欲しい旨の打診があった。事業内容の検討に際しては、必須事業である自立相談支援事業のみならず、他の任意事業も一体的に実施することが効果的と判断した。特に、一時生活支援事業については、住居を失った要支援者にとって、緊急的な衣食住の確保は、その後の安定した自立支援への基礎となるものであるが、生活困窮者支援で利用できるシェルター等が不足していることから、本事業実施による整備を決定した。

事業の立ち上げ

実施方法・委託先の検討【6ヶ月前】

- 市において事業実施のノウハウが不足することから、委託による実施が妥当と判断した。
- 委託先については、先行して同様の事業を実施していた県事業の委託先であった法人への委託を検討。
- これにより、県事業を引き継ぐ形での事業実施が可能となり、単市での事業実施の懸案が解消された。

平成26年4月 事業開始

事業実施

- 本事業の実施により、住居を失った要支援者について、スピード感をもった衣食住の確保が可能となった。これにより、後の安定した自立支援につながる事が可能となっている。
- 住居を失った要支援者は短期での自立が困難な場合が多く、生活保護との連携・調整が特に重要となっている。

【令和3年度実績】

- 利用者14名
- ※利用者の年度末での状況（就労自立3名、生活保護8名、その他3名）